

「知的財産推進計画2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた 意見募集における主な意見（コンテンツ分野）

コンテンツの海外展開・クールジャパン

- ・ 総務省が掲げる目標値を実現するためにも、2020年以降も見据えたコンテンツの海外展開を行っていくための中長期的なビジョンの構築が必要。
- ・ コンテンツの海外展開を牽引する民間組織が安定的に事業を実施できるよう政策的・財政的な支援が必要。
- ・ 各省庁が独自の施策で予算計上しており非効率な面がないとは言えないため、より効率的・合理的な海外展開を推進するため、引き続き省庁横断的な取組が必要。
- ・ 海外各国における拠点施設の構築・整備の支援。
- ・ 国内のコンテンツ発信拠点・人材育成への取組に対する公的支援の拡充。

クリエイターへの利益の還元・環境整備

- ・ コンテンツ産業・文化交流の基礎を支えるプロのクリエイターの価値・地位が適切に評価され、適切な対価が還元されるよう、中長期ビジョンにおいて、中長期的な視点による環境改善策を盛り込むべき。
- ・ 昨今のクリエイターの労働環境を調査し、「働き方改革」に沿った上で検討を行う必要がある。

人材育成・著作権教育

- ・ 知財マネジメント人材の育成や産業財産権分野のみならず、著作権分野においても重要。教育現場での著作権教育の一層の推進及び民間における人材育成支援を実施すべき。
- ・ 著作権法に関する教材について、教育現場のニーズを反映した教材の開発・普及を行うべき。

著作権制度

- ・ 私的録音録画補償制度の再構築に向けて政府が主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感をもって取り組む旨を明記すべき。
- ・ 私的録音録画補償制度については、メディア変換やタイムシフト・プレイスシフト、アーカイビングなどを目的とした複製は対価還元の対象から外し、ユーザーの自由を制限するDRMとのバランスという視点を盛り込んで議論を行うべき。
- ・ レコード演奏・伝達権の制度創設に向けた検討に着手すべき。
- ・ WIPOにおいて検討されている「放送機関の保護に関する条約」について、我が国として条約の早期成立に向けて積極的な調整を行うべき。
- ・ インターネット時代の新しいコンテンツ利用形態に柔軟に対応するためには、円滑なライセンス体制の構築が肝要。放送コンテンツのネット同時配信に係る権利処理についても、何よりもライセンシング体制の構築が不可欠。
- ・ 放送番組の同時配信に係る検討に際しては、許諾権の切り下げは不要であり集中管理を促進し包括許諾契約の活用を進めていくことが権利者・利用者双方の利益にかなう。

- ・ 利用の円滑化を図るため、拡大集中許諾制度の導入、権利情報を集約する組織を設置するなど早急に検討を進めるべき。
 - ・ コンテンツのより一層の活用のために裁定制度の見直しを引き続き検討すべき。
 - ・ 著作権等の保護期間延長の早期実現。戦時加算義務の解消。
 - ・ 著作権保護期間の延長には反対。引き続き凍結されるべき。
 - ・ 柔軟な権利制限規定については、著作者人格権や、パブリシティ権を含む肖像権、プライバシー権など著作権法上の保護を受ける以外の権利侵害が認められることとならないよう、関係者の意見を十分に踏まえ、運用ガイドライン等に明記する等必要な措置を講じるべき。
 - ・ 現状の案は消費者が求めるニーズに応えるものとなっていないため、米国版フェアユースを念頭に置いた柔軟性のある権利制限規定が必要。
 - ・ 著作権制度は、新たな技術やビジネスの進展に迅速かつ柔軟に対応することを念頭に、継続的に改正を含む見直しを進めていくべき。
 - ・ 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者に情報提供する際の文献等の複製について、権利制限の対象とすべき。
-
- ・ 動画投稿サイトにおける UGC の公開については、権利者側に侵害通知の負担を求める従来のプロバイダ責任制限法の法的枠組を見直す必要がある。
 - ・ より高度なコンテンツ活用を目指すべく、著作権を報酬請求権として扱うようシフトしていくべき。著作権法上では許諾権のままでも、産業界の自主的な取組として合理的な範囲で報酬請求権として運用することは可能。政府としても、報酬請求権としての活用可能性の啓発を行うべき。
 - ・ コンテンツの利用促進を進めることは喫緊の課題。サイマル・キャスト（放送との同時配信）やウェブ・キャストについて、欧米と異なり我が国では、レコード製作者の権利等個別に許諾を得る必要がありサービス提供が困難。早急に法制度の見直しを図るべき。
 - ・ 教育の現場で ICT 化が進む中、大きな問題となっているのが授業のアーカイブ化。従来の授業の中では、著作権法第 35 条で認められていた複製が、同じ授業をアーカイブ化するには許諾を求められる。資料の中には、許諾先が不明、又は許諾に多大な労力がかかる場合があり、これは教育現場に馴染まない。適切な特例措置が求められる。
 - ・ 新たな教育の情報に係る規定が適切に運用されるためには、著作権法についての十分な理解が必要であり、教員免許更新時の講習、大学等の教員養成学部における著作権法の必修科目化を要望。

模倣品対策

- ・ 水際対策の更なる強化。
- ・ 特定商取引法の強化、損害賠償金を回収できるようにするための手当、国際郵便貨物が違法行為に利用されないようにする法令整備が必要。
- ・ 輸入については業としての輸入と推定する規定を商標法におく等の手当てを検討すべき。

海賊版対策

- ・ コンテンツの海外展開の促進支援とともに、国境を越えて年々悪質化かつ深刻化する著作権侵害の対策に、継続かつ恒久的な支援を頂きたい。
- ・ 巧妙化・悪質化するアップローダーの摘発を一層強化するとともに、プロバイダの法的責任範囲の再検討や一定の義務を課すなど、権利者に過度の負荷がかからない仕組みを構築すべき。
- ・ リーチサイト対策の速やかな法制化。
- ・ リーチサイトに対抗できる実効性のある法改正を行うべき。その際、「リーチサイトの特性」や「リンク先のコンテンツのビジネスモデル（有償/無償）」あるいは「デッドコピーかどうか」といった観点から保護の要否を判断することは実効性を欠くこととなるため慎重な検討が必要。
- ・ 侵害コンテンツのリンクが少数であったとしても、侵害コンテンツの拡散・被害拡大につながり得るため、侵害コンテンツの多寡ではなく、侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張るという行為に着目し検討すべき。
- ・ リーチサイト規制に反対。リンクは情報伝達において不可欠な役割を担うインターネットの根幹技術。リーチサイトを一定のサイトに限定する案がない状況であり、「悪質」のような主観的な判断でリーチサイトを定義することは、表現の自由を抑圧することにもなりかねない。
- ・ サイトブロッキングについて表現の自由との関係、諸外国における違法利用の減少効果等を見極めながら積極的に検討を進めるべき。
- ・ サイトブロッキングは、憲法で保障された人権を侵害するものであり導入されるべきではない。効果の低いサイトブロッキングよりも海賊版サイトを摘発・削除する取組に注力すべき。
- ・ サイトブロッキングは、「通信の秘密」の観点からも制約が極めて大きく、極めて限定的なケースに限られるべき。私人の財産権である著作権侵害情報の流通と、児童ポルノにおける人格的尊厳被害とは性質を異にするものであり、慎重に検討すべき。
- ・ 中長期的ビジョンとして、違法配信の発信国との間で国境を越えた違法配信対策を検討するような枠組みが求められる。
- ・ オンライン上における海賊版の流通を効果的に抑止することができる国際的なルール作りを検討すべき。
- ・ 日本国内の権利者が、権利侵害情報のサーバーからの削除又は不正アップロードを行っている者の情報開示について、簡便に外国当局・サーバー運営者に対して手続を行えるような仕組みを構築するよう各国に働きかけるべき。

デジタルアーカイブ

- ・ 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き関係者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討すべき。
- ・ アーカイブされた放送番組の権利処理については、映像に収められた一般市民の権利許諾が大きな負担となっている側面あり。収録された放送番組の利活用については、研究・教育利用に限定した上でオプトアウトで始めるべき。
- ・ 著作物の切れた出版物のインターネット上での速やかな公開を国として推進すべき。

(以上)